

広神中学校校舎内部改修 3 期工事

設計業務委託 特記仕様書

本業務委託は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省）」のほか、魚沼市委託契約条項（令和 4 年魚沼市告示第 159 号。以下「委託契約条項」という。）及び本特記仕様書に従い実施するものとする。

1 業務目的

本業務は、広神中学校校舎内部改修3期工事を行うために必要な設計図書の作成及び改修工事費の積算業務を行うことを目的とする。

2 設計業務に従事する者の資格

受注者は、建築法に基づくⅠ級建築士の資格を有する者を管理技術者と定め、設計業務に従事させること。

3 業務内容

委託番号: 令 8 現単学委-52 号

業 務 名: 広神中学校校舎内部改修3期工事設計業務委託

履行期間: 契約締結の日から令和9年2月26日まで

履行地点: 魚沼市田尻地内（別添位置図のとおり）

4 施設概要

施設所在地: 魚沼市田尻 320 番地Ⅰ

構造・階数: RC 造4階建

延床面積: 4,465㎡

5 業務概要

(1) 対象建物（校舎棟）改修工事の実施設計

想定される主な工事内容

①建築工事

・内装工事 ・木工事 ・金属工事 ・左官工事 ・塗装工事 ・建具工事 ・ガラス工事 ・ユニット工事
・解体撤去工事

②電気設備工事

・電灯設備工事 ・コンセント設備工事 ・拡声設備工事 ・電気時計設備工事 ・インターホン設備工事
・テレビ共同受信設備工事 ・自動火災報知設備工事

③機械設備工事

・衛生器具設備工事 ・給排水工事 ・給湯工事 ・消火設備工事 ・冷暖房設備工事 ・換気設備工事
・小荷物専用昇降機設備工事

(2) 総工事費の想定

設計工事費の想定を 105,000,000円（税抜き）程度とする。

6 業務項目

6.1 現況調査

- (1) 既存建物の調査

6.2 関係機関との打合せ・調整

- (1) 各種法令手続きの打合せ
- (2) 関係官庁との打合せ
- (3) 発注者及び学校との各種打合せ

6.3 設計図書の作成

- (1) 改修工事の設計図書作成
- (2) 上記図書に付随した関係資料の作成

6.4 打合せ協議

- ・業務着手時
- ・中間時 1回
- ・成果品納品時

7 業務にあたっての留意事項

7.1 工法選定

工法の比較検討と行い、選定理由を明確にすること。

7.2 数量積算

- (1) 各工事毎において、数量を算定した計算式を明示すること。
- (2) 上記の数量算定の根拠と、図面との突合が容易なこと。
- (3) 同工事及び類似工種において、異種単価は使用しないこと。

7.3 使用単価

一式単価の使用は極力避けること。

8 一括再委託等の禁止（委託契約条項第3条）

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者委託し、又は請け負わせてはならない。
- (3) 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

9 打合せ等

業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は速やかに監督員と協議するものとする。

10 業務計画書

受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1)業務概要 (2)実施方針 (3)業務工程 (4)打合せ計画 (5)成果物の品質を確保するための計画
- (6)成果物の内容、部数 (7)使用する主な図書及び基準
- (8)連絡体制(緊急時含む) (9)その他

11 資料の貸与及び返却

貸与資料は以下のとおりとする。なお、受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は直ちに監督員に返却するものとする。

- (1)既存建物の図面一式
- (2)その他本業務遂行に必要となる資料一式

12 関係官公庁への手続き等

受注者は、業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

13 地元関係者との交渉等

受注者は、地元関係者への説明、交渉等は、監督員等が行うものとするが、監督員等から指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。

14 土地の立ち入り等

受注者は、屋外で行う業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。また、第三者の土地への立ち入りに当たっては、身分証明書を常に携帯しなければならない。

15 成果物の提出

受注者は、業務等が完了したときは、下記に示す成果物を履行届、業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。

建築、電気設備、機械設備の各工事において、設計工事費（税込み）が1,000万円を超える場合には、それぞれの工事毎に作成すること。

なお、改修工事費の概算を令和8年10月20日までに提出すること。

(1) 設計図

A3 サイズ1部、電子データ1部（JWW データとする。）

(2) 設計書

単入り設計書 A4 サイズ1部、単抜き設計書 A4 サイズ1部、電子データ1部（エクセル及び PDF データとする。）

(3) 各種数量計算書及び資料

電子データ 1 部（エクセル及び PDF データとする。）

16 業務内容の変更（委託契約条項第 9 条）

発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができ、

この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

17 成果物の使用等

成果物はすべて発注者の所有とし受注者は発注者の承諾を受けないで他に公表貸与、使用してはならない。特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用した場合は、成果物にそのことを明示するものとする。

受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

18 安全等の確保

受注者は、屋外で行う設計業務等に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。また、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。

19 契約外の事項（委託契約条項第 21 条）

この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定める。